

○栃木県政務活動費の交付に関する条例

平成十三年三月九日
栃木県条例第一号

栃木県政務活動費の交付に関する条例をここに公布する。

栃木県政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百条第十四項から第十六項までの規定に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費の交付)

第二条 政務活動費は、栃木県議会における会派(所属議員が一人であるものを含む。以下「会派」という。)に対し、交付する。

(政務活動費の交付の額等)

第三条 会派に交付する政務活動費の月額は、三十万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

- 2 前項の所属議員の数は、月の初日における会派の所属議員数による。
- 3 月の初日以外の日において、議員の任期満了、辞職、失職、除名若しくは死亡、議員の所属する会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も、同様とする。
- 4 会派の所属議員数の計算については、同一議員につき重複して行うことができない。

(会派の届出)

第四条 政務活動費の交付を受けようとする会派は、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、その代表者は、次に掲げる事項を記載した会派結成届を議長に提出しなければならない。

- 一 会派の名称
 - 二 代表者の氏名
 - 三 政務活動費経理責任者の氏名
 - 四 所属議員数
 - 五 会派の結成の年月日
 - 六 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項
- 2 会派の代表者は、前項の規定により届け出た事項に異動があったときは、会派が解散した場合を除き、その年月日及び異動に係る事項を記載した会派異動届を議長に提出しなければならない。
- 3 会派が解散したときは、その代表者であった者は、その年月日を記載した会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派の通知)

第五条 議長は、前条第一項の規定による会派結成届の提出があった会派について、毎年四月一日現在における同項各号に掲げる事項を知事に通知しなければならない。

2 議長は、前条第一項の会派結成届、同条第二項の会派異動届又は同条第三項の会派解散届の提出があったときは、速やかに、その内容を知事に通知しなければならない。

(政務活動費の交付の決定等)

第六条 知事は、前条各項の規定による通知があったときは、速やかに、政務活動費の交付の決定又はその変更の決定をし、会派の代表者(会派が解散したときは、その代表者であった者)に通知しなければならない。

(政務活動費の交付の方法等)

第七条 会派の代表者は、前条の規定による通知があったときは、毎四半期の最初の月の二十日までに当該四半期に属する月分の政務活動費を請求するものとする。ただし、一の四半期の途中において会派を結成した場合には、その日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、その月)以降の月分の政務活動費を速やかに請求するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、一の四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、その日の属する月までの月分の政務活動費を請求するものとする。この場合において、当該四半期における残りの月分の政務活動費については、その日の属する月の翌月において速やかに請求するものとする。

3 知事は、前二項の規定による請求があったときは、速やかに、政務活動費を交付するものとする。

4 知事は、一の四半期の途中において会派の所属議員数に異動があったときは、当該会派に既に交付した政務活動費については、その日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、その月)以降の月分の政務活動費から調整するものとする。

5 一の四半期の途中において会派が解散したときは、その代表者であった者は、その日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、その月)以降の月分の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第八条 政務活動費は、会派(その所属議員を含む。別表において同じ。)による調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、各種会議の開催等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費として同表に定めるものに充てることができるものとする。

(収支報告書の提出等)

第九条 会派の代表者は、その年度における次に掲げる事項を記載した収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し(以下「証拠書類の写し」という。)を添えて、

その年度の末日の翌日から起算して三十日以内に、これを議長に提出しなければならない。

- 一 会派名
 - 二 交付を受けた政務活動費の総額
 - 三 政務活動費による支出の総額及びその内訳
 - 四 前三号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項
- 2 会派が解散したときは、その代表者であった者は、その日の属する月までの収支報告書に証拠書類の写しを添えて、その日の翌日から起算して三十日以内に、これを議長に提出しなければならない。
- 3 議長は、前二項の規定による収支報告書の提出があったときは、その写しを知事に送付しなければならない。

(収支報告書の修正等)

第九条の二 会派の代表者は、前条第一項又は第二項の規定により提出した収支報告書及び証拠書類の写しに訂正があるときは、収支報告書等修正届を議長に提出して修正しなければならない。

- 2 前条第三項の規定は、前項の規定による収支報告書の修正の場合について準用する。

第十条 削除

(政務活動費の返還)

第十一条 知事は、会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度においてした政務活動費による支出の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(収支報告書等の保存、閲覧及び写しの交付)

第十二条 第九条第一項又は第二項の規定により提出された収支報告書及び証拠書類の写し並びに第九条の二第一項の規定により提出された収支報告書等修正届(以下「収支報告書等」という。)は、議長において、当該収支報告書及び証拠書類の写しを提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧又は写しの交付を請求することができる。
- 3 前項の規定による収支報告書等の閲覧又は写しの交付の請求は、当該収支報告書及び証拠書類の写しを提出すべき期間の末日の翌日から起算して九十日を経過する日の翌日(収支報告書等修正届の閲覧又は写しの交付の請求にあつては、同日又は当該収支報告書等修正届が議長に提出された日の翌日から起算して三十日を経過する日の翌日のいずれか遅い日)からすることができる。
- 4 議長は、第二項の規定による請求があったときは、栃木県議会情報公開条例(平成十二年栃木県条例第一号)第七条に規定する非開示情報を除き、当該収支報告書等を閲覧に供し、又はその写しを交付するものとする。

(費用負担)

第十二条の二 前条第四項の規定により収支報告書等の写しの交付を受ける者は、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

(政務活動費の使途の透明性の確保等)

第十二条の三 議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めるとともに、政務活動費の適正な運用を期するため、必要に応じ、収支報告書等について調査を行うものとする。

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。

別表（第8条関係）

経 費	内 容
調 査 研 究 費	会派による県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）又は調査委託に要する経費（資料印刷費、委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等）
研 修 費	1 会派による研修会、講演会等の開催（他の団体等との共同開催の場合を含む。）に要する経費（会場費、機材借上費、講師謝金、会費、文書通信費、交通費、宿泊費等） 2 他の団体等が開催する研修会、講演会等（当該会派との共同開催によるものを除く。）への会派又はその職員の参加に要する経費（研修参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等）
広 聴 広 報 費	会派による県政に関する広聴広報活動に要する経費（広報紙・報告書等印刷費、委託費、文書通信費、交通費等）
要請陳情等活動費	会派による要請陳情、住民相談等の活動に要する経費（資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等）
会 議 費	1 会派による各種会議、住民相談会等の開催（他の団体等との共同開催の場合を含む。）に要する経費（会場費、機材借上費、講師謝金、資料印刷費、文書通信費、交通費等） 2 他の団体等が開催する各種会議（当該会派との共同開催によるものを除く。）への会派又はその職員の参加に要する経費（会議参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等）
資 料 作 成 費	会派による活動に必要な資料の作成に要する経費（印刷・製本代、委託費、原稿料等）
資 料 購 入 費	会派による活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費（書籍購入代、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等）
事 務 費	会派による活動に係る事務の遂行に要する経費（事務用品・備品・消耗品購入費、備品維持費、文書通信費等）
人 件 費	会派による活動を補助する職員の雇用に要する経費（給料、手当、社会保険料、賃金等）

附 則

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年条例第三二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第一号)

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 改正後の栃木県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成二〇年条例第三四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二二年条例第二〇号)

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二五年条例第三号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の栃木県政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する政務活動費について適用し、施行日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の栃木県政務調査費の交付に関する条例第四条第一項及び第二項の規定によりされている提出は、施行日以後に交付する政務活動費に関する規定の適用については、それぞれ新条例第四条第一項及び第二項の規定によりされた提出とみなす。

附則（平成二五年条例第四号）

（施行期日）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則（平成二七年条例第六一号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。